

令和7年度一関市障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、調達方針を下記のとおりとする。

2 方針の適用範囲

この方針は、一関市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウ）の全てを満たすもの
 - ア 障がいの雇用者数が5人以上
 - イ 障がいの割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等

市が障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品（用紙、封筒、ゴム印等）
 - イ 食料品、飲料（パン、弁当、コーヒー、茶等）
 - ウ 小物雑貨（各種記念品、花苗、防災用品等）
 - エ その他の物品（机、テーブル、椅子等）
- (2) 役務
 - ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、封筒等の印刷）
 - イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）

- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、駐車場管理等）
- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし等）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等）
- カ その他（仕分け、発送、梱包、資源回収・分別等）

5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達の目標

令和7年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

- (1) 物品
目標額：650 千円
- (2) 役務
目標額：10,780 千円

7 調達の実施

- (1) 福祉部福祉課は障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに各市各部署に対し障害者就労施設等からの優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を各市各部署において十分検討する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号による随意契約の活用を図る。特に第3号の随意契約については、一関市財務規則（平成17年規則第51号）に定める特定の随意契約の手続きにより調達を推進する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) この方針に基づく調達実績は、当該年度終了後、速やかに集計し、公表する。

9 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部福祉課とする。